

札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 家族授業料減免制度に関する内規

(目 的)

第1条 生計を一にする兄弟姉妹又は親子（以下「家族」という。）が、札幌大谷大学及び札幌大谷大学短期大学部（専攻科を含む。以下「本学」という。）の学生（科目等履修生、研究生及び外国人留学生を除く。）として同時に在籍する場合に、当該期間の授業料の一部を減免し、経済的な負担を軽減することを目的とする。

2 この内規に基づく制度は、「家族授業料減免制度」と称する。

(適 用)

第2条 家族授業料減免制度の適用者は、同時在籍（留年及び休学を除く。）する家族のうちの1人とし、複数人が同時在籍している期間に限り適用する。

(申 請)

第3条 家族授業料減免を申請する者は、次の各号の書類を事務局へ提出するものとする。

(1) 家族授業料減免申請書（本学所定用紙）

(2) 家族の続柄を証明できる書類

2 家族授業料減免の条件を満たし、家族授業料減免を希望する者は、学期ごとに申請書を提出するものとする。

3 申請は、前期は4月末日まで、後期は9月末日までに行うものとする。

(承 認)

第4条 申請があった者に対しては事実確認のうえ、学長がこれを承認する。

(減免内容及び方法)

第5条 家族授業料減免の金額（以下「減免額」という。）は、同時在籍する家族のうち最も授業料の高い者の授業料の2分の1相当額とする。

2 家族授業料減免制度の適用者が、本学の他の制度等により入学金減免、授業料減免、特待生及び給費生の適用を受けている場合の減免額は、減免額から他の制度等で給付される金額を減じた金額を減免額として扱うものとする。なお、算出した値が負となる場合には、家族授業料減免制度による減免は行なわないものとする。

3 家族授業料減免の方法は、減免額を授業料等の納付者へ返還する方式で行う。

(返還時期及び条件)

第6条 減免額の返還時期は、前期においては6月末、後期においては11月末とする。ただし、当該時点で授業料等が完納されていることが確認できる場合に返還するものとし、完納されていなければ家族授業料減免に関する措置は適用しないものとする。

(改 廃)

第7条 この内規の改廃は、大学協議会及び教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度入学生より適用する。